

年金加算 提訴後に支給

公的年金の加入者の配偶者に支給される「振替加算」が支給対象外とされ、訴訟を起した七人に関し、国側が一転して未払い分の金額を支給していたことが分かった。支給額は計約九百九十万円。原告弁護団は「他にも対象者はいるはずだ」と主張する。厚生労働省は、調査や一律支給はしないとしている。

振替加算を巡っては二〇一七年、約十万人に総額五百九十八億円の支給漏れが判明

し、未払い分が支給された。一方、十万人とは別の約四万五千人に関しては「生計維持関係がある」と申告しなかったとの理由で、支給の対象でないとの見解が示された。ただし、改めて申告した場合、時効を適用し過去五年分を支給するとされている。

約四万五千人の当事者に該当すると判断された七十九人、八十七歳の七人が一九一〇年に「国が勝手に判断した」として、金額を支給する

未払い分「対象外」から一転

厚生省 調査、一律支給予定なし

よう求め東京地裁に提訴し、原告の七人を除いた約四万五千人に対しては「気にならないうえに、一転し、七人に対する場合は年金事務所と相談してほしい」と話している。原告側代理人の淵脇みどり弁護士は「訴訟や年金事務所への申し出を待たずに、門戸を広く開き、一律に支払うべきだ」と指摘している。

厚生省の担当者は「個別の事情を総合すると、生計維持関係があると届け出た可



振替加算 厚生年金と共済年金のいずれかに20年以上加入していた受給者に扶養する65歳未満の配偶者がいる場合は、「加給年金」として一定額が上乗せ支給される。配偶者が65歳に達し国民年金を受け取るようになると、加給年金は配偶者への「振替加算」に切り替わる。国民年金が任意加入だった専業主婦が低年金に陥らないよう、救済策として1991年に始まった。支給要件は66年4月1日以前に生まれ、加入者と同居など「生計維持関係がある」と認められた場合。